ロ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第一項本文（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）

ハ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第四項

ニ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条第三項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）

ホ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の五第四項

六・七　［略］

4　次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第四項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ～ニ　［略］

二　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法

ロ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第一項本文（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）

ハ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第四項

ニ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条第三項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）

［新設］

六・七　［略］

4　次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第四項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ～ニ　［略］

二　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法

第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合　次に掲げる事項

イ～ハ　［略］

（電子署名）

第十七条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第二項（第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2　［略］

（役員の輸出組合又は輸入組合に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法）

第十八条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該輸出組合又は当該輸入組合の使用人を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として輸出組合又は輸入組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごと

第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合　次に掲げる事項

イ～ハ　［略］

（電子署名）

第十七条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第二項（第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2　［略］

（役員の輸出組合又は輸入組合に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法）

第十八条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該輸出組合又は当該輸入組合の使用人を兼ねている場合における当該使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として輸出組合又は輸入組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごと